

を検討するさいの指標としては、さしあたり以下の三点を挙げうるであろう。

第一に、より暴力的でない世界の建設である。その点に関する国連の現状は、十分というにはほど遠い。一つには軍備の自由の放置がある。これがある限り「平和」は「いつでも破られうる平和」でしかなく、国連の強制行動能力のみを強化しても、それはいささかいびつな安全保障体制である。いま一つとして、安全保障体制構築にあたり、国連自身もまた、段階的にはあれ、より暴力的でない手段を主眼とする機構へと育っていくことが必要である。「より暴力的でない世界」を、いかにして「より暴力的でない手段」によって実現していくかという困難な課題を、国連は避けて通ることができないのである。

第二に、国連についても世界についても、法の支配を確立することである。国連の現状は、とりあえず「法の強制」の仕組みを強化・確立を要請しているとしても、本来法の支配は、何よりも平和的に法を遵守させ、紛争を平和的に解決させるよう、強制以前の段階において確立されなければならない。また国連自身においては、平和を脅かし破壊する行為への「制裁」はよしとしても、五大国やその近親同盟国は常にそれから免責されるという仕組みを改める必要がある。安保理が「活性化」し強力になったといわれる安保理が行使する権力の統制あるいは客観化のための制度的整備も真剣に検討しなければならない。

第三に、国連の民主化と世界の民主化である。国連の民主化は、いくつかの途上国に安保理常任理事国議席を与えれば済むといった問題ではない。肝要なのは、安保理型の寡頭制的な機関の権限と総会型の大衆民主主義的な機関の権限をいかに均衡させるかである。また、世界の民主化について国連は、生存への権利・生命に対する権利を始めとして、いかなる文化圏に属していても否定しきれない最も基本的な人権の保障をその活動の原点にしなければならない。一方で諸国民・諸民族の多様性を重んじつつ、他方でこの人間の基本的権利の保障に関しては、普遍的な仕組みの確立を目指すこと、そのような両義的な思考が国連改革論議にはとりわけ必要であろう。

国連にたいする協力のあり方が問われているわが国にとって、以上のような研究が重要なテーマであることはいうまでもない。